

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳（一定の障がいがある人は65歳）から加入する健康保険です。

【問】健康保険課
(市役所別館1階)
☎613-8439

7月11日に保険料額決定通知書を発送します

後期高齢者医療制度に加入している全ての人へ、28年度の「保険料額決定通知書」と「保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を7月11日(月)に発送します。28年度の保険料は27年中の所得を基に計算しています。計算方法について詳

しくは、通知書でご確認ください。納付書は納期ごとに作成されています。納期限を確認の上、お支払いください。また、保険料はゆうちょ銀行などの指定金融機関のほか、コンビニエンスストアなどでも納付できます。



保険料額決定通知書と保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書はつづられています

普通徴収が始まります

次のいずれかに該当する人は普通徴収（保険料を金融機関などの窓口で納付する方法）で納付します。また、28年度の納期限は表1のとおりです。

- ①対象になる年金が年額18万円未満
- ②介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が、対象になる年金の年額の2分の1を超える
- ③年度の途中で盛岡市へ転入した
- ④年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入した
- ⑤保険料額の変更により、年度の途中で特別徴収（保険料を年金からの天引きで納付する方法）が中止になった——など

●口座振替をご利用ください

普通徴収で保険料を納める人には、便利な口座振替の利用をお勧めします。保険料額決定通知書と通帳、通帳届出印を持参して、銀行など金融機関の窓口でお申し込みください。

●納期限までに納付しないと

- ▲督促手数料や延滞金が加算されます
- ▲医療保険の有効期間の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります
- ▲財産を差し押さえられる場合があります

特別徴収の保険料

特別徴収で保険料を納める人の4・6・8月分の保険料は、前年所得が確定していないため、仮算定した保険料を年金から天引きしています。前年所得の確定後、「確定した年額保険料から仮徴収した保険料を差し引いた額」を10・12・来年2月に分けて徴収します。

●年金天引きを口座振替に

年金天引きから口座振替へ納付方法を変更することができます。

【変更手続きの方法】

- ①通帳と通帳届出印を持参して、金融機関の窓口で口座振替の手続きをします
 - ②その後、口座振替依頼書（本人控え）と印鑑、保険料額決定通知書を持参して、健康保険課か都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課で手続きをします
- *天引きから切り替わる時期は、手続きをした日によって異なります

災害などによる保険料の減免

災害や特別な事情により、保険料や医療機関への医療費の一部負担金などの支払いが困難な人は、申請すると減免を受けられる場合があります。詳しくは、健康保険課へお問い合わせください。

後期高齢者医療歯科健診

- 【実施期間】 6月25日(土)～12月28日(木)
 - 【対象】 昭和15年4月1日～16年3月31日生まれで、後期高齢者医療制度の加入者
 - 【費用】 無料
 - 【受診時の持ち物】 後期高齢者医療被保険者証、6月20日(月)に発送した「歯科健診のご案内」
- ※指定医療機関一覧は「歯科健診のご案内」に同封しています

8月は保険証の更新時期です

8月から使用する「後期高齢者医療被保険者証」を7月12日(火)に発送します。医療費の自己負担割合が記載されていますのでご確認ください。

■医療費の自己負担割合の決め方

医療費の自己負担割合は、所得によって決まります。

①現役並みの所得者は3割負担

同一世帯に住民税の課税標準額※1が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がある場合は3割負担

②その他の人は1割負担

上記①に該当しない場合は1割負担

■申請で自己負担割合が変わる人も

自己負担割合が3割と記載されていても、収入※2が次の基準に該当する人は、健康保険課へ申請してください。申請の翌月から医

療費の自己負担割合が変更になります。対象になると思われる人には「後期高齢者医療被保険者証」を発送する際に通知を同封します。

①被保険者が1人の場合

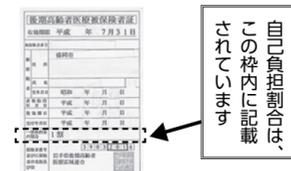
収入が383万円未満（ただし被保険者の収入が383万円を超えても、同一世帯に70～74歳の人がいる場合は、その人と被保険者の収入合計が520万円未満）

②同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

被保険者全員の収入合計が520万円未満

■限度額適用・標準負担額減額認定証の更新は7月19日から受け付け

住民税非課税世帯の人が現在使っている



「限度額適用・標準負担額減額認定証」※3の有効期限は7月31日(日)です。入院や高額な外来診療のため、引き続き認定証が必要な場合は、7月19日(火)から申請を受け付けます。保険証を持参し、健康保険課か都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課へどうぞ。

- ※1 「所得の合計－住民税の控除額」の金額
- ※2 必要経費を引く前の金額で、確定申告書の収入の欄の金額
- ※3 窓口で支払う医療費が高額療養費の適用区分に応じた自己負担限度額までになる証書。病院に入院した場合や、外来診療での医療費が高額になった場合に医療機関の窓口で提示します

世代と世代の支え合い

国民年金

安心して暮らすための国民年金

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、老後や万が一の際の暮らしを支え合う制度です。所得の減少や失業などで納付が困難なときは、免除や猶予などの制度があるので早めにご相談ください。

手続きはこちらへ

- ◎医療助成年金課（市役所本館2階）
- ◎都南総合支所税務福祉係（津志田14）
- ◎玉山総合事務所健康福祉課（渋民字泉田）

問い合わせはこちらへ

- ◎医療助成年金課 ☎626-7529
- ◎盛岡年金事務所（松尾町） ☎623-6211
- ◎街々の年金相談センター盛岡オフィス（大通三） ☎613-3270

■年金は保険料で支えられています

国民年金の加入種別は職業などにより表1のとおり3つに分かれています。

28年度の国民年金保険料は月1万6260円です。また、1カ月に付き400円の付加保険料※1を納めると、老齢基礎年金の受給額が増額されます。保険料の納付方法は、現金か口座振替、クレジットカード払いが選べます。口座振替とクレジットカード払いは事前の申し込みが必要です。

表1 国民年金の被保険者の種別

種別	対象	保険料の納め方
第1号	自営業、学生、無職の人など	自分で納付
第2号	厚生年金、共済組合の加入者	給与からの天引き
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

■3種類の給付でサポート

①老齢基礎年金

国民年金に加入して保険料を納めた期間（受給資格期間※2）が25年以上ある人が受けられます。保険料を全て納付した場合の年金額は、年78万100円です。

②障害基礎年金※3

国民年金加入中に病気やけがなどで一定の障がいが残ったときに受給できます。20歳になる前の病気やけがなどにより、一定の障がいが残った人は、20歳になると受けられます。年金額は、1級が年97万5125円、2級が年78万100円です。

③遺族基礎年金※3

国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格がある人が死亡したとき、18歳未満の子がいる配偶者や18歳未満の子が受給で

納付が難しいときは早めの相談を

保険料を納めていない期間（未納期間）は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれません。また、未納期間があると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できなくなることがあります。所得の減少などで納付が難しい場合、納付を免除・猶予する制度があります。免除・猶予された場合、受給する年金額は全額納めた場合より少なくなりますが、免除・猶予を受けた期間は受給資格期間に含まれます。

■免除・猶予には申請が必要

納付が免除・猶予されるのは、表2の条件を満たし、申請が承認されたときです。退職や失業したとき、天災により損害を受けたときなどにも、免除される場合があります。

ます。

免除と納付猶予の期間は7月分から翌年6月分まで、学生納付特例は4月分から翌年3月分までです。

◎申請に必要なもの

- ①年金手帳②印鑑③学生証や在学証明書（学生納付特例の申請の場合）④雇用保険受給資格者証や離職票など（退職による申請の場合）

表2 免除・猶予を受けるための条件

免除の種類	条件
免除（全額・一部）	本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定以下
納付猶予	50歳未満で本人と配偶者の前年所得が一定以下
学生納付特例	学生で本人の前年所得が一定以下

■追納で年金を満額に

免除・猶予を受けてから10年以内なら、免除・猶予期間の保険料をさかのぼって納付することができます（3年以上前の保険料は加算額を含めた納付が必要です）。これにより、受け取る年金を満額に近づけられます。

■後納で年金額アップ

免除・猶予を受けていない月の保険料は、2年を過ぎると納付できません。ただし、30年9月までの特例措置として、盛岡年金事務所ですべての手続きを済ませ、申請からさかのぼって過去5年以内の未納保険料を納付できます。

7月1日から、納付猶予の対象がこれまで30歳未満から50歳未満に拡大されました



参加者募集！ 啄木の里ふれあいマラソン大会

盛岡市・玉山村 合併10周年 記念

- 【日時】 9月4日(日)8時半～※雨天決行
- 【場所】 渋民運動公園（川崎字川崎）
- 【種目】 ハーフ、10^{km}、5^{km}、3^{km}。（家族ペアの部あり）の4種目20部門（日本陸上競技連盟公認コース）
- 【参加資格】 アマチュア競技者。家族ペアの部は親子（子どもは5歳～小学生）または兄弟姉妹（中学生以下）、夫婦
- 【費用】 小・中学生1000円、高校生1500円、一般3000円、家族ペア3500円
- 【申し込み】 ▶郵便局：市立の体育施設や

市役所本館1階の窓口案内所、玉山総合事務所などに備え付けの用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて申し込み。7月22日(金)消印有効（体育施設などでは申し込みできませんのでご注意ください）
▶インターネット：RUNNET（http://runnet.jp/）から申し込み。参加料はコンビニエンスストアで入金できます。7月22日(金)21時締め切り
【問】 渋民運動公園総合体育館内、同大会実行委員会事務局 ☎683-1636